

消防 OA システム賃貸借及び保守委託業務一式

仕様書

2022 年度

安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部

目次

第1章 総則.....	3
1 適用.....	3
2 目的.....	3
4 消防 OA システムの定義.....	3
5 提出書類.....	3
6 検査及び検収.....	3
7 納期.....	4
8 瑕疵担保.....	4
9 疑義.....	4
第2章 共通指定事項.....	4
1 消防 OA システムの基本事項.....	4
2 設置場所.....	4
3 機密保護.....	5
4 消防本部・署・分署・分遣所間ネットワークについて.....	5
第3章 消防統計システムの概要.....	5
1 機器構成及び数量.....	5
2 ハードウェア仕様.....	6
3 ソフトウェア仕様.....	6
第4章 工事仕様.....	17
1 適用範囲.....	17
2 工事施工範囲.....	17
3 適用規格.....	17
4 工法.....	17
5 保護及び危険防止等.....	17
6 仮設及び移設.....	18
7 屋内工事.....	18
8 機器据付け.....	18
9 配線工事.....	18
第5章 保守.....	18
1 保守.....	18
2 障害発生時.....	18

第1章 総則

1 適用

本仕様書は、安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部（以下「消防本部」という。）が2022年度に更新を行う消防OAシステム（以下「システム」）に適用する。

2 目的

本システムは、消防本部が管理使用する消防業務データを電子化、効率化し、データベースの共有化により、迅速な消防行政の実現を図るとともに、消防事務効率の向上を促進し、住民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

3 契約の範囲

- (1) ハードウェアの据付と調整
- (2) ソフトウェアの設定及び調整
- (3) ハードウェア及びソフトウェアの5年間保守
- (4) 消防OAシステムの導入
- (5) データ抽出及び移行作業

※移行対象となるデータの抽出ならびに関連する設計情報については、既設システム業者と直接調整の上で取得すること。

- (6) 職員研修

※本システム運用開始前及び運用開始後における研修計画書を提出し、発注者の承諾を得て実施すること。2交替勤務を配慮した研修期間で行い、詳細は発注者と協議すること。

- (7) 完成図書の提出

4 消防OAシステムの定義

本システムは、消防本部における防火対象物・危険物・救急等の統計業務及び、国への報告を効率的に行う機能及び、データ保存・更新の一元管理機能を有するものであること。

5 提出書類

- (1) 工程表 2部
- (2) 試験成績表 2部
- (3) 取扱説明書 必要部数
- (4) その他発注者が指示する資料 必要部数

6 検査及び検収

- (1) 員数及び外観検査
- (2) 機器取付け検査
- (3) 機能検査
- (4) 検査の結果、不合格と認められた箇所については、速やかに修復のうえ再検査を受けるも

のとし、これらに要する費用については、すべて受注者の負担とする。

7 納期

本システムの納入期限は、2023年3月31日とする。

8 瑕疵担保

検取引渡し後1年以内に受注者の製造及び、工事上の欠陥又は不良で生じた不具合事項等は、受注者が速やかにかつ無償で修復すること。また、保障期間を過ぎた後においても、受注者の責任によるものと明らかに認められるものについては、無償で修理または良品と交換するものとする。

9 疑義

この仕様書に記載の無い事項又は、疑義が生じた事項については、発注者と受注者が協議のうえ決定するものとする。

第2章 共通指定事項

1 消防 OA システムの基本事項

- (1) データの自動バックアップ機能を有するものであること。
- (2) 利用ライセンス数は端末台数カウント方式ではなく、事務量に応じて利用者数を選択できる同時接続ライセンス方式のものであること。
- (3) 総務省消防庁の各種統計報告処理システム（以下「オンライン報告」という。）へ対応できるものであること。
- (4) 消防本部各種規程に基づく事務処理の月報告（以下「月報」という。）へ対応できるものであること。
- (5) 消防本部が毎年度作成する安房郡市の消防統計情報である消防年報（以下「年報」）へ対応できるものであること。
- (6) ウィルス侵入や情報漏えい防止のためにセキュリティ対策が万全であること。
- (7) 情報漏えい防止のために職員毎に捜査権限を付与できるものであること。
- (8) データ保全のために決裁機能によるデータロックができるものであること。
- (9) 写真・図面・文書等のデータ保存・更新の一元管理やメモ機能を有するものであること。
- (10) 消防 OA システムのバージョンアップ、法改正対応、システム追加を行う際には、消防 OA サーバ及びサーバ内ソフトウェアのみを更新対象とし、ネットワーク端末への更新作業が発生しない仕組みのものであること。
- (11) ブラウザを使用した消防 OA システムでは Microsoft Edge を使用したものとする。
導入する際に、現在使用しているブラウザの Internet Explorer から変更する作業を行うものとする。作業はリモートで行うことも可とする。

2 設置場所

- (1) 消防本部設備の設置場所は、次のとおりとする。
 - ・消防本部：千葉県館山市北条 686 番地 1

(2) 本システム利用場所は、次のとおりとする。

- ・消防本部：千葉県館山市北条 686 番地 1
- ・館山消防署：千葉県館山市北条 686 番地 1
- ・鋸南分署：千葉県安房郡鋸南町下佐久間 953 番地の 1
- ・千倉分署：千葉県南房総市千倉町牧田 446 番地
- ・西岬分署：千葉県館山市浜田 199 番地の 1
- ・白浜分署：千葉県南房総市白浜町白浜 2951 番地
- ・和田分署：千葉県南房総市和田町小川 711 番地 2
- ・神戸分遣所：千葉県館山市犬石 1496 番地
- ・富浦分遣所：千葉県南房総市富浦町多田良 1191 番地
- ・犬掛分遣所：千葉県南房総市犬掛 161 番地 1
- ・鴨川消防署：千葉県鴨川市横渚 1393 番地
- ・長狭分遣所：千葉県鴨川市金束 1 番地 1
- ・天津小湊分遣所：千葉県鴨川市内浦 352 番地 1

3 機密保護

消防本部が受注者に提供するデータ等は機密保護に注意し、その内容を他に漏らしてはならない。

4 消防本部・署・分署・分遣所間ネットワークについて

- (1) 本システムの利用に伴う通信回線は、既設のネットワークを利用できるものとする。
- (2) 本システムのリモートメンテナンスは、既設の回線を利用するものとする。

第3章 消防統計システムの概要

1 機器構成及び数量

本システムは、現在運用しているシステム用のネットワーク装置及びネットワーク、並びに既存端末の現状を変更することなく利用できるものであること。

No.	機器名	数量	備考
ハードウェア関係			
1	サーバ装置(5年間保守)	1式	タワーベースユニット
2	サーバ用ディスプレイ	1式	17インチカラー液晶ディスプレイ
3	バックアップ用装置	1式	データバックアップ用ハードディスク
4	ブロードバンドルーター	1式	ギガアクセスVoIPルーター
5	キーボード	1式	OADGキーボード (109キー/USB)
6	マウス	1式	USBマウス(光学式)
ソフトウェア関係			
1	サーバOS	1式	システムによる
2	データベース	1式	
3	セキュリティソフト	1式	
4	その他	1式	

システム関係			
1	救急事案管理システム	1 式	10ライセンス以上の運用が可能なこと
2	災害事案管理システム	1 式	5ライセンス以上の運用が可能なこと
3	講習会（救命）管理システム	1 式	3ライセンス以上の運用が可能なこと
4	防火対象物管理システム	1 式	10ライセンス以上の運用が可能なこと
5	講習会（防火）管理システム	1 式	3ライセンス以上の運用が可能なこと
6	危険物施設管理システム	1 式	5ライセンス以上の運用が可能なこと
7	備品・資機材管理システム	1 式	1ライセンス以上の運用が可能なこと
8	貸与品管理システム	1 式	1ライセンス以上の運用が可能なこと

※その他仕様でない機器、ケーブル類、インターフェイスも円滑に機器が動作するように用意すること。

2 ハードウェア仕様

(1) システム制御装置

- ・筐体：タワーベースユニット
- ・OS：システムによる ※OS により CAL が必要となる場合は 80 CAL とする
- ・CPU：Xeon プロセッサ E3-1225v6 (3.3GHz/4 コア/8MB) 以上×1
- ・メモリ：8GB 以上
- ・HDD 容量：内蔵 3.5 インチ SATA HDD-500GB (7.2krpm) 以上×2
- ・RAID 設定サービス (RAID1)
- ・監視ソフト：システムによる

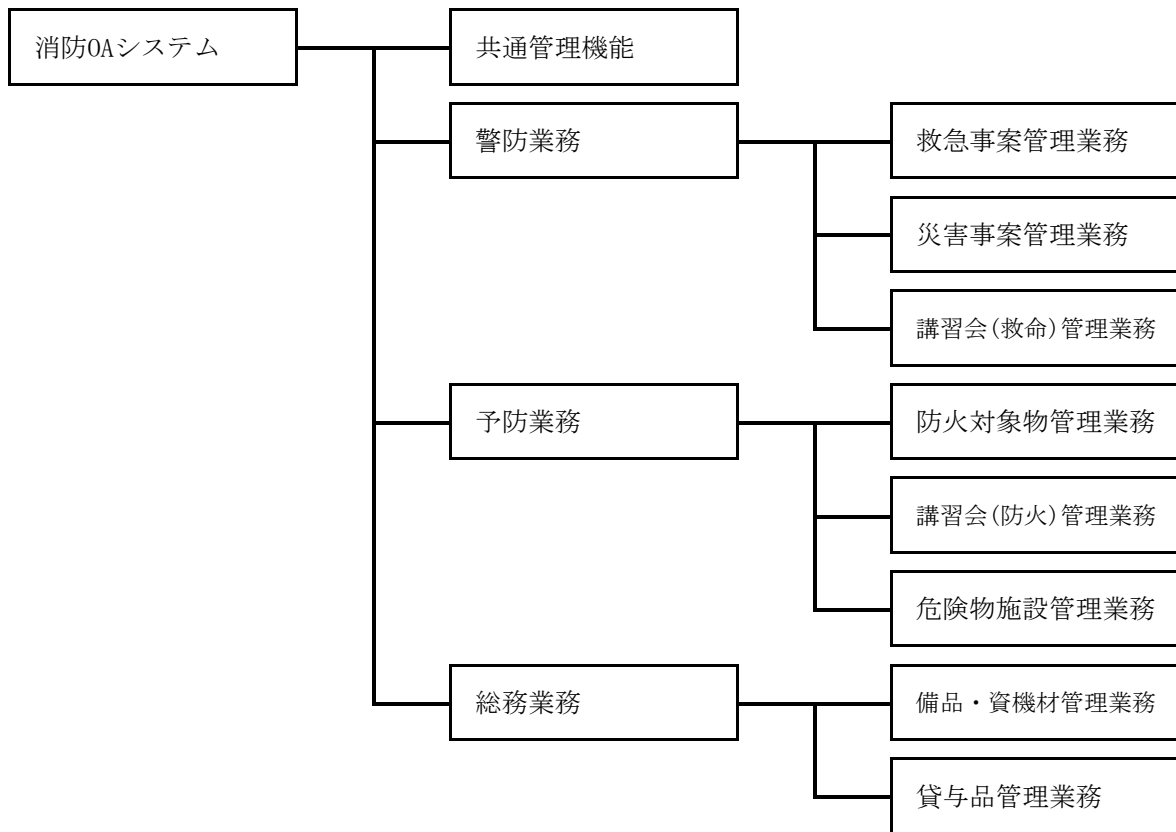
(2) バックアップ用装置

- ・USB3.1 Gen1 (USB3.0) /2.0 対応外付けハードディスク 2.0TB 以上

3 ソフトウェア仕様

本システムは、最新式の Windows サーバをデータベース管理用コンピュータと位置づけ、消防本部及び署、分署、分遣所の既存設置の業務端末装置に特別なインストール作業を実施することなく、Web ブラウザ入出力方式によるデータ入力・更新によるオンライン更新が図れるほか、各種オンライン報告の集計出力・内部事務処理用帳票の出力が可能なものであること。また、機密性に関してログオン ID・パスワードによる、セキュリティ対策がとられ、職員単位に業務権限が付与でき操作制限が可能なものであること。また、本システムにおける利用ブラウザとして想定している Microsoft Edge (Chromium 版) での動作保証を確保すること。

(1) 導入システム体系



(2) 共通管理機能

ア 職員管理

職員番号、氏名、所属署所、階級、役職、保有資格、権限情報を管理できること。

イ コードマスタ管理

システムで使用するコードを登録・管理できること。

ウ 署所マスタ管理

署所の情報を登録・管理できること。

エ 県・市区町村マスタ管理

県や市区町村の情報を登録・管理できること。

オ 町・丁目マスタ管理

- ・町・丁目の情報を登録・管理できること。
- ・CSV形式で市町村名称とコードの照会ができること。

カ 職員権限グループマスタ管理

消防本部ごとの権限情報を権限グループとして登録・管理できること

キ 通知マスタ管理

掲示板等の通知情報を登録・管理できること。

ク 自由項目マスタ管理

対象となる各画面に自由項目の設定を登録・管理できること

ケ ライセンス管理

- ・消防 OA システムへのログイン者の確認ができること。

- ・各ライセンスの同時使用接続数が確認できること。

(3) 救急事案管理業務

救急事案について、データ登録から報告書作成およびオンライン報告までの一連の処理ができること。国と同じチェック突合機能を有し、決裁機能により決裁後はデータ変更ができない仕組みを持ち、決裁解除後はデータ修正ができること。

ア 基本仕様

- ・救急事案を登録することで、以下の各種帳票が出力できること。
※救急記録表、救急搬送証明書、各種集計表等
- ・オンライン報告を除く各種帳票は、CSV・表計算ソフト形式で内容確認の上で出力ができること。
- ・オンライン報告の集計結果は、表内・表間の突合エラーが確認できること。
- ・個別の救急事案毎に文書管理機能を有し、各種文書・イメージファイルを登録できること。
- ・データ保全機能として救急事案登録の決裁機能を有すること。
- ・決裁は、個別救急事案及び複数救急事案の両方で実施できること。
- ・決裁後はデータ変更ができないものとし、決裁解除後はデータ修正ができること。
- ・登録した救急事案は、突合ボタンをクリックすることで突合エラーが確認できること。
- ・登録した全項目について自由検索機能を有すること。
- ・自由検索機能で出力した検索条件は、検索条件の再利用ができること。
- ・自由検索機能で抽出したデータは、CSV形式で内容確認の上で出力ができること。
- ・共通メンテナンス機能で救急事案に必要な情報が管理できること。
- ・自由項目は項目名称と選択項目の登録ができること。
- ・決裁後でも、個別に CPR 事後調査項目の更新ができること。
- ・救急事案番号は、入電時間順に一括採番ができ、採番後に救急事案番号の再振り直しができること。
- ・消防庁へ提出するオンライン報告用 CSV ファイルが出力できること。
- ・傷病者はオンライン報告では管理対象外である不搬送者の情報も管理できること。
- ・生年月日を入力すると自動的に年齢、年齢区分の自動設定ができること。
- ・入力ミスを回避する為、消防様指定の入力チェック機能を使用できること。
- ・統計表他作成より「市町別事故種別ドクターヘリ要請件数及び搬送人員数」が出力できること。

イ 救急事案入力

- ・事案情報、傷病者情報、特定行為等情報に関する入力ができること。
- ・上記登録後は、救急記録表が表計算ソフト形式で内容確認の上で印刷ができること。
- ・突合ボタンのクリックで、救急オンライン報告に準拠した突合エラー情報が表示できること。
- ・傷病者の複数追加及び削除ができること。
- ・傷病者の観察情報の複数追加及び削除ができること。
- ・傷病者の医療機関情報の複数追加及び削除ができること。

ウ 救急事案修正

- ・救急事案入力で登録した、事案情報、傷病者情報、特定行為等情報に関する修正ができること。
- ・上記修正後は、救急記録表が表計算ソフト形式で内容確認の上で印刷ができること。
- ・突合ボタンのクリックで、救急オンライン報告に準拠した突合エラー情報が表示できること。
- ・傷病者の複数追加及び削除ができること。
- ・傷病者の観察情報の複数追加及び削除ができること。
- ・傷病者の医療機関情報の複数追加及び削除ができること。
- ・オンライン報告の登録状況等による修正候補の検索機能を有すること。
※全データ、突合 NG データ、突合 OK (未決裁)、突合 OK (決裁済)

エ 救急事案照会

救急事案入力及び修正で登録した、事案情報、傷病者情報、特定行為等情報に関する照会ができること。

オ 救急事案番号採番

- ・救急事案番号を年毎の入電順に一括で自動採番ができること。
- ・救急事案番号を年毎の入電順に一括で再振り直しができること。

カ 決裁確定機能

- ・突合 OK (未決裁) データの一括決裁ができること。
- ・突合 OK (決裁済) データの一括決裁解除ができること。

キ オンライン報告機能

突合 OK (決裁済) データを消防庁へ提出するオンライン報告用 CSV ファイルが出力できること。

ク 自由検索

- ・すべてのデータ項目について条件検索ができること。
- ・検索条件の設定を容易にするため、検索条件を出力できること。
- ・自由検索機能で抽出したデータは、CSV 形式で内容確認の上で出力ができること。

(4) 災害事案管理業務

災害事案については、一つの事案に対して火災、救助、その他に必要なデータの入力ができること。また、データ登録から報告書作成までの一連の処理や隊活動ごとにデータ入力ができること。さらに、決裁機能により決裁後はデータ変更ができない仕組みを持ち、決裁解除後はデータ修正ができること。なお、火災と救助に関しては、国と同じチェック突合機能を有し、火災は決裁確定した事案に対して、火災番号を取得し、火災報告、死者の調査表等のオンライン報告ができること。救助は救助報告のオンライン報告ができること。

ア 基本仕様

- ・災害事案を登録することで、以下の各種帳票が出力できること。
※各種報告書、出動状況報告書、各種集計表等
- ・オンライン報告を除く各種帳票は、CSV・表計算ソフト形式で内容確認の上で出力できること。

- ・オンライン報告の集計結果は、表内・表間の突合エラーが確認できること。
- ・個別の災害事案毎に文書管理機能を有し、各種文書・イメージファイルが登録できること。
- ・データ保全機能として災害事案登録の決裁機能を有すること。
- ・決裁は、個別災害事案及び複数災害事案の両方で実施できること。
- ・決裁後はデータ変更ができないものとし、決裁解除後はデータ修正ができること。
- ・火災と救助に関して、登録した災害事案は突合ボタンをクリックすることで突合エラーが確認できること。
- ・登録した全項目について自由検索機能を有すること。
- ・自由検索機能で出力した検索条件は、検索条件の再利用ができること。
- ・自由検索機能で抽出したデータは、CSV形式で内容確認の上で出力ができること。
- ・共通メンテナンス機能で災害事案に必要な情報が管理できること。
- ・自由項目には項目名称と選択項目の登録ができること。
- ・隊別毎に活動報告の入力ができること。
- ・災害事案番号（火災・救助・その他）は、種別毎に入電時間順に一括採番ができ、採番後に災害事案番号の再振り直しができること。
- ・火災と救助に関して、消防庁へ提出するオンライン報告用 CSV ファイルが出力できること。
- ・火災の死傷者の情報は、救急統計オンライン報告の傷病者情報から取り込むことができること。
- ・救助の救助者の情報は、救急統計オンライン報告の傷病者情報から取り込むことができること。
- ・統計表他作成より「火災種別毎火災状況調」が出力できること。

イ 災害事案入力

- ・事案情報、隊別活動、火災調査（火災）、火災死傷者（火災）、り災物件（火災）、り災世帯（火災）、救助者（救助）に関する入力ができること。
- ・上記登録後は、各報告書、出動状況報告書、調査書（火災）を表計算ソフト形式で内容確認の上で印刷ができること。
- ・火災と救助に関しては突合ボタンのクリックで、オンライン報告に準拠した突合エラー情報の表示ができること。
- ・隊別活動の複数追加及び削除ができること。
- ・消防団の複数追加及び削除ができること。
- ・応援隊の複数追加及び削除ができること。
- ・他機関の複数追加及び削除ができること。
- ・非番勤務者の複数追加及び削除ができること。
- ・り災物件（火災）の複数追加及び削除ができること。
- ・り災世帯情報（火災）の複数追加及び削除ができること。
- ・火災死傷者（火災）の複数追加及び削除ができること。
- ・救助者（救助）の複数追加及び削除ができること。

ウ 災害事案修正

- ・災害事案入力で登録した、災害事案情報、火災調査（火災）、火災死傷者（火災）、り災物件（火災）、り災世帯（火災）、救助者（救助）に関する修正ができること。上記修正後は、各報告書、出動状況報告書、調査書（火災）を表計算ソフト形式で内容確認の上で印刷ができること。
- ・火災と救助に関しては突合ボタンのクリックで、オンライン報告に準拠した突合エラー情報の表示ができること。
- ・隊別活動の複数追加及び削除ができること。
- ・消防団の複数追加及び削除ができること。
- ・応援隊の複数追加及び削除ができること。
- ・他機関の複数追加及び削除ができること。
- ・非番勤務者の複数追加及び削除ができること。
- ・り災物件の複数追加及び削除ができること。
- ・り災物件のり災世帯情報の複数追加及び削除ができること。
- ・死傷者の複数追加及び削除ができること。
- ・オンライン報告の登録状況等による修正候補の検索機能を有すること。
※全データ、突合 NG データ、突合 OK（未決裁）、突合 OK（決裁済）

エ 災害事案照会

災害事案入力及び修正で登録した、災害事案情報、火災調査（火災）、火災死傷者（火災）、り災物件（火災）、り災世帯（火災）、救助者（救助）に関する照会ができること。

オ 災害隊別活動

- ・災害隊別活動（出動車両）ごとに災害隊別活動の一覧が確認できること。
- ・災害隊別活動（出動車両）ごとに災害隊別活動の入力ができること。

カ 各種事案番号採番機能

- ・活動区分（火災、救助、その他）ごとに事案番号を年ごとの入電順に一括で自動採番ができること。
- ・活動区分（火災、救助、その他）ごとに事案番号を年ごとの入電順に一括で再振り直しができること。

キ 決裁確定機能

- ・突合 OK（未決裁）データの一括決裁ができること。
- ・突合 OK（決裁済）データの一括決裁解除ができること。

ク 火災番号裁番機能

- ・火災に関しては、火災番号および死者番号を年ごとに一括で自動採番ができること。
- ・火災に関しては、火災番号および死者番号を年ごとに一括で再振り直しができること。

ケ オンライン報告機能

火災と救助に関して、突合 OK（決裁済）データを消防庁へ提出するオンライン報告用 CSV ファイルが出力できること。

コ 自由検索

- ・すべてのデータ項目について条件検索ができること。
- ・検索条件の設定を容易にするため、検索条件を出力できること。

- ・自由検索機能で抽出したデータは、CSV形式で内容確認の上で出力ができること。

(5) 講習会（救命）管理業務

各種講習会や受講者の受講結果の管理ができること。また、必要な帳票出力ができること。

(6) 防火対象物管理業務

建築確認申請消防同意事務及び、火災予防条例に基づく各種届出受付事務、消防検査済証交付事務、防火対象物台帳管理事務、査察事務の各事務処理入力ができること。また、各事務処理入力によって月報、年報、オンライン報告が自動作成できること。

ア 建築確認申請消防同意事務

- ・確認申請増築の受付では、防火対象物を検索し確認申請情報に反映できること
- ・確認申請登録情報は、確認申請内容及び棟審査に階、設備、収容人員等の審査を登録できること。
- ・消防同意事務処理のために建築確認同意書を印刷できること。
- ・消防同意については、オンライン報告項目を登録できること。
- ・消防同意の通知文については、審査情報から必要設備、提出すべき書類を印刷できること。
- ・増築の確認申請については、台帳管理している対象物及び棟の検索特定ができること。
- ・新規台帳となる確認申請については、各種届受付検索用の対象物を自動作成して各種届の敷地、棟検索の対象にできること。また、オンライン報告対象の棟とはしない区別を持たせることができること。
- ・計画通知、許可申請等の確認申請操作を共通画面で行え、オンライン報告では区別できること。
- ・台帳管理しない令区分該当外の確認申請は、台帳と連携せずに増築、改築等の審査が可能であること。
- ・令区分該当外の審査では、併用住宅、専用住宅、その他が区別でき、かつ、令別表第一の対象にしない機能を有すること。
- ・確認申請を受付した台帳管理対象物は、台帳反映機能を用いて台帳管理へ移行できること。

イ 各種届出受付

- ・設置届等の法令に基づくもの、火災予防条例に基づく各種届を受け付け、月報、年報、オンライン報告に反映できること。
- ・防火対象物に伴う届出は、確認申請も含めて防火対象物を検索して登録・修正できること。
- ・防火対象物を伴わない届出は、検索なしに登録できること。また、修正時には届出種類を検索して修正できること。
- ・防火対象物の届出受付は、自衛消防訓練、防火管理者を防火対象物台帳管理に反映できること。

ウ 消防検査済証交付事務

- ・確認申請及び防火対象物を検索して消防検査結果を棟単位に登録できること。

- ・消防検査記録の活用を目的に、導入時点以前の消防検査を登録できること。
- ・月間年間の消防検査状況を把握できる消防検査一覧表のプレビュー及び印刷機能を有すること。
- ・消防検査結果を検索して、結果の継続登録ができること。
- ・消防検査登録内容として、検査済証項目を登録できること。
- ・検査済証交付のため検査済証を自動作成できること。
- ・オンライン報告に反映できること。

エ 査察事務

- ・査察対象となる防火対象物を各種条件より検索でき、査察対象として取り込めること。
- ・査察結果では、不備事項、根拠条文及び改善内容、計画届出日、是正日が登録できること。
- ・不備事項に関して、改修等報告書提出期限の登録及び立入検査結果通知書が出力できること。
- ・不備事項に対する根拠条文の文例をマスタにて管理できること。
- ・防火対象物台帳と連携できること。

オ 個別台帳

- ・確認申請によらず、独自に査察対象になる防火対象物が登録整備できること。
- ・整備時には、敷地単位の検索選択にて特定でき修正できること。
- ・台帳登録は、構造規模となる敷地、棟、階、設備の管理が行えること。
- ・棟については、設備の設置単位である令8区画登録を含むことができること。
- ・対象物概要に棟情報として、棟単位の複合用途、棟備考等が表示できること。
- ・対象物概要に「定期点検未届」、「訓練実施回数不足」等のアラーム表示ができること。
- ・対象物概要から申請・届出・報告の新規登録が行えること。
- ・防火管理関係に必要な、管理権原者、防火管理者が登録できること。
- ・防火管理の点検事項である、消防用設備等設備点検結果報告、自衛消防訓練、立入検査状況、防火対象物定期点検結果報告、防火対象物特例認定申請、表示マーク申請が把握できること。
- ・防災管理の点検事項である防災管理定期点検結果報告、防災管理特例認定申請が把握できること。
- ・台帳管理は、複数管理権原対応として、テナント管理できること。
- ・台帳の検索一覧画面から CSV 出力ができること。
- ・敷地、棟、階、設備等の複合条件にて防火対象物の検索ができること。
- ・自由項目の登録ができること。

カ 月報、年報、オンライン報告機能

- ・防火対象物実態等調査におけるオンライン報告用 CSV ファイルが出力できること。
- ・集計データをオンライン報告へ取込めること。
- ・集計したオンライン報告の情報が根拠情報として出力できること。
- ・集計対象期間、集計日付が登録できること。
- ・過去の月報、年報、オンライン報告の登録ができること。
- ・帳票一覧から選択、月報、年報、オンライン報告用 CSV ファイルが印刷できること。

キ 阻害物質・指定可燃物・少量危険物等届出

- ・届出の内容を登録できること。
- ・届出人、設置場所等不明な過去情報は件数のみの登録・削除の機能を有し、オンライン報告 に反映できること。
- ・防火対象物システムと連携できること。

(7) 講習会（防火）管理業務

各種講習会や受講者の受講結果の管理ができること。また、必要な帳票出力ができること。

(8) 危険物施設管理業務

危険物事業所および危険物施設の台帳管理が行え、申請、届出の受付業務から許認可業務までの一連の処理ができること。また、各事務処理入力によって月報、年報、オンライン報告が自動作成できること。

ア 危険物事業所台帳管理

- ・管轄署所、事業所名、所在地、設置者法人名、設置者氏名等の条件により危険物事業所を検索できること。
- ・危険物事業所に関する必要な基本情報が表示されること。
- ・危険物事業所にて管理している、危険物施設の一覧が照会できること。
- ・防火対象物敷地と連携できること。
- ・登録済の申請・届出の経過一覧が照会できること。
- ・危険物事業所に関する電子ファイル（文章、写真等）をアップロードできること。
- ・自由項目の登録ができること。

イ 危険物施設台帳管理

- ・管轄署所、事業所名、台帳番号、設置者法人名、設置者氏名、施設名称、製造所等の区分、設置場所施設状態等の条件により危険物施設を検索できること。
- ・危険物施設に関する必要な基本情報が表示されること。
- ・危険物施設の構造設備明細の登録及び管理ができること。（20号タンクを含む）
- ・登録済の申請・届出の経過一覧が照会できること。
- ・危険物品目の登録及び管理ができること。
- ・地下タンクにおいては、流出防止対策に関連する情報を登録及び管理ができること。
- ・危険物施設に関する電子ファイル（文章、写真等）をアップロードできること。
- ・自由項目の登録ができること。

ウ 設置（変更）許可申請の登録

- ・危険物の規制に関する規則に準じた内容で登録できること。
- ・危険物施設台帳の設置者情報を、申請者情報へ複写が行え、入力の簡易化がはかれること。
- ・許可証が出力できること。
- ・危険物施設台帳と連携できること。

エ 他行政庁（管轄外）からの常置場所変更の登録

- ・危険物施設台帳の設置者情報を、申請者情報へ複写が行え、入力の簡易化がはかれるこ

と。

- ・許可証が出力できること。
- ・危険物施設台帳と連携できること。

オ 完成検査前検査申請の登録

- ・危険物の規制に関する規則に準じた内容で水張検査・水圧検査の登録ができること。
- ・危険物施設台帳の設置者情報を、申請者情報へ複写が行え、入力の特易化がはかれること。
- ・設置場所が管轄外の、完成検査前検査も登録・管理できること。
- ・危険物施設台帳と連携できること。

カ 完成検査申請の登録

- ・危険物の規制に関する規則に準じた内容で、完成検査申請の登録ができること。
- ・危険物施設台帳の設置者情報を、申請者情報へ複写が行え、入力の特易化がはかれること。
- ・完成検査済証が出力できること。
- ・他行政庁（管轄外）からの常置場所変更の完成検査にあつては、移動タンク変更通知書が出力できること。
- ・危険物施設台帳と連携できること。

キ 仮使用承認申請の登録

- ・危険物の規制に関する規則に準じた内容で、仮使用承認申請の登録ができること。
- ・危険物施設台帳の設置者情報を、申請者情報へ複写が行え、入力の特易化がはかれること。
- ・承認証が出力できること。
- ・危険物施設台帳と連携できること。

ク 変更許可及び仮使用承認申請の登録

- ・危険物の規制に関する規則に準じた内容で、変更許可及び仮使用承認申請の登録ができること。
- ・危険物施設台帳の設置者情報を、申請者情報へ複写が行え、入力の特易化がはかれること。
- ・許可証及び承認証が出力できること。

ケ 予防規程制定・変更認可申請の登録

- ・危険物の規制に関する規則に準じた内容で、予防規程申請の登録ができること。
- ・危険物施設台帳の設置者情報を、申請者情報へ複写が行え、入力の特易化がはかれること。
- ・危険物施設台帳と連携できること。

コ 譲渡引渡届出の登録

- ・危険物施設台帳の設置者情報を、申請者情報へ複写が行え、入力の特易化がはかれること。
- ・譲渡引渡は一部譲渡、全部譲渡の機能を有していること。
- ・譲渡対象施設の全てについて、譲渡引渡の履歴が自動生成され、照会できること。

サ 保安監督者、保安統括管理者の選解任届出の登録

- ・危険物施設台帳の設置者情報を、申請者情報へ複写が行え、入力の特易化がはかれること。
- ・危険物の規制に関する規則に準じた内容で、保安監督者及び保安統括管理者の選解任届出の登録ができること。
- ・選解任の履歴が管理できること。
- ・危険物施設台帳と連携できること。

シ 名称・名義変更届出の登録

- ・危険物施設台帳の設置者情報を、申請者情報へ複写が行え、入力の特易化がはかれること。
- ・記載事項変更届出の登録ができること。
- ・設置者にかかる記載事項変更の場合、同一設置者の危険物施設すべてに記載事項変更履歴が自動生成され、照会できること。

ス その他届出の登録

- ・その他、届出が義務づけられている各種届出を登録できること。
※休止届、廃止届等
- ・危険物施設台帳の設置者情報を、申請者情報へ複写が行え、入力の特易化がはかれること。
- ・届出の種類については、マスタメンテにて追加できること。

セ 査察管理

- ・査察対象となる危険物施設を各種条件より検索でき、査察対象として取り込めること。
- ・査察結果では、不備事項、根拠条文及び改善内容、是正日が登録できること。
- ・立入検査結果報告書及び立入検査結果通知書が出力できること。
- ・不備事項に対する根拠条文の文例をマスタにて管理できること。
- ・計画届出日、是正日等を管理できること。
- ・危険物施設台帳と連携できること。

ソ 月報・年報・オンライン報告機能（当消防本部指定様式が出力できること）

- ・危険物規制事務におけるオンライン報告用 CSV ファイルが出力できること。
- ・集計データをオンライン報告へ取込めること。
- ・集計したオンライン報告の情報が根拠情報として出力できること。
- ・集計条件ごとに集計結果を保持し、確定機能により集計結果を保護することができる。
- ・帳票一覧から選択、月報、年報、オンライン報告用 CSV ファイルが印刷できること
- ・貯蔵取扱区分・市町村別の危険物施設統計表が出力できること。
- ・貯蔵取扱区分・類別の危険物施設統計表が出力できること。
- ・貯蔵取扱区分・数量別の危険物施設統計表が出力できること。
- ・貯蔵取扱区分・許認可別の統計表が出力できること。
- ・製造所等許可・検査状況表が出力できること。
- ・危険物手数料事務処理状況が出力できること。
- ・製造所等許可・検査手数料徴収明細書が出力できること。
- ・危険物施設一覧表が出力できること。

- ・危険物施設の各種事務処理状況表が出力できること。
- ・危険物施設の設置、変更の許認可及び検査状況表が出力できること。

タ 台帳化

設置許可申請と完成検査申請で基本データを台帳化できること。

(9) 備品・資機材管理業務

備品に関しては、備品名称、備品分類、格納場所、使用状況等を管理できること。また、備品一覧表を作成できること。資機材に関しては、資機材種別、格納場所等を管理できること。また、資機材の数量及び格納場所一覧表を作成できること。

(10) 貸与品管理業務

貸与品名称、貸与品分類等を管理できること。また、貸与品一覧表を作成できること。

第4章 工事仕様

1 適用範囲

本仕様はシステムの据付配線工事等に適用するものであるが、システム構築周辺機器の設置・収納器材の配置に至るまで、全て当消防本部の承諾を得ること。

2 工事施工範囲

本仕様の工事施工範囲は次のとおりとする。

- (1) 納入機器の機器据付作業
- (2) 機器相互間のケーブル布設接続工事
- (3) 工事試験及び上記各項関連作業

3 適用規格

本仕様の適用規格及び法令は次のとおりとする。

- (1) 日本産業規格（J I S）
- (2) 通信機用部品はJ I S又はそれ以上の性能を有する部品であること。

4 工法

本仕様の工法は次のとおりとする。

- (1) 工法については、業務の円滑を図り常に機能を維持するよう十分配慮して施工すること。
- (2) 本仕様に記載されていない事項は、当消防本部と協議して施工し、費用は受注者の負担とする。

5 保護及び危険防止等

- (1) 本工事施工に際して建物機器及び配線等に損傷を与えないよう適切な保護及び養生を行う

こと。万一、損傷を与えた場合は、当本部の指示に従って速やかに復旧させること。

- (2) 本工事施工に際して危険のおそれがある箇所には作業員が安全に就業できるように適切な危険防止設備を設けること。万一、事故が発生した場合は、速やかに適切な応急処置を行うとともに直ちに当消防本部に報告し指示を受けること。なお、この処置については受注者の責任において処理をすること。

6 仮設及び移設

- (1) 施工に際して、既設の設備が配置上支障となる場合は、当消防本部と協議のうえ、適当な場所に仮設または移設をすること。
- (2) 仮設及び移設に伴う設備の運用停止期間は、当消防本部と協議のうえ速やかに処置すること。
- (3) 仮設及び移設に必要な費用は、受注者の負担とすること。

7 屋内工事

施工に際して、騒音及び振動等の発生が予想される場合には、予め当消防本部に申し出てその承認を得ること及び費用は受注者の負担とすること。

8 機器据付け

機器配置は、当消防本部と協議して決定すること。

9 配線工事

- (1) 配線は、他の電源線・空調用電線等による影響を受けないように配慮すること。
- (2) 屋外での接栓接続部は、振動等により接続不良を生じないように確実に施工し完全な防水処理をすること。
- (3) 建物内への配線の引き込みについては、防水処置及び水切りを十分に配慮すること。
- (4) 各種ケーブルの端末部には、端子名等を明記した銘板をつけること。
- (5) 各種ケーブルは、合成樹脂管・金属管及びフロアダクト等の内部では接続しないこと。

第5章 保守

1 保守

保守については、2023年4月1日から2028年3月31日まで本システムが正常かつ円滑に稼働できるよう、使用部品等の確保及び機能維持を図るための万全な保守体制をとること。

2 障害発生時

障害発生時には、速やかに専門技術者を派遣または、リモートメンテナンスにて障害回復を行うこと。なお、当消防本部に担当者名及び連絡先を届けること。